

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 事業の概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された制度です。

### 今後の方向性

- 令和8年度からの事業開始に向けて、量の見込みに対応できるよう必要な提供体制の確保に努めます。
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- 事業開始後は、実績を踏まえて見直しを行うことで、最適な提供体制となるように努めます。

### 量の見込み及び確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)		784	777	749	728
	0歳児(人日/年)		201	197	194	189
	1歳児(人日/年)		308	296	285	278
	2歳児(人日/年)		275	284	270	261
確保方策	②確保提供総数(人日/年)		1,320	1,320	1,320	1,056
	0歳児(人日/年)		264	264	264	264
	1歳児(人日/年)		528	528	528	528
	2歳児(人日/年)		528	528	528	264
	差異 ②-①(人日/年)		536	543	571	328
	0歳児(人日/年)		63	67	70	75
	1歳児(人日/年)		220	232	243	250
2歳児(人日/年)		253	244	258	3	